

有効期間満了日 平成34年3月31日

熊地第101号

平成30年3月6日

交番・駐在所連絡協議会運営要領の一部改正について（通達）

交番・駐在所連絡協議会については、これまで「交番・駐在所連絡協議会の運営要領について（通達）」（平成28年12月7日付け熊地第598号）に基づき運営しているところであるが、今般、「定例会議の開催回数」について見直しを行い、今後も別添「交番・駐在所連絡協議会運営要領」に基づき、下記の点に留意し、継続して運営することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、本通達の施行をもって廃止する。

記

1 解釈及び運営上の留意事項

(1) 連絡協議会の目的（第2関係）

連絡協議会の位置付けを、所管区内の地域住民等の意見・要望を広く聴取して、相互に検討、協議する場とし、より安全で平穏な地域社会の実現を図ることを目的とする。

なお、「地域住民等」とは、地域住民のほか、所管区内の事業所、所管区に関係する公的機関、団体等に勤務する者なども含む。

(2) 連絡協議会の設置及び組織（第3関係）

ア 設置（第3の1）

連絡協議会については、原則として交番・駐在所の所管区を単位として設置すること。

イ 組織

(ア) 委員の選定（第3の3）

- 地域住民等から広く意見・要望等を聴取するため、委員については特定の者に限定せず、地域の各界、各層から幅広く選定すること。
- 委員の人数については、所管区の実情や交番、駐在所の勤務体制に応じて規定すること。
- 委員のうち約半数は、次に掲げる者の中から選定するよう配慮すること。
 - ・ 自治会、町内会等地域自治組織の役員
 - ・ 自治体又は公的機関の職員
 - ・ 防犯協会、交通安全協会等の公益的団体の関係者
 - ・ その他ボランティア活動を行う団体又は公益的団体の関係者

(イ) 委員の任期（第3の5）

委員の任期については原則として2年間とし、連絡協議会の活性化を

図ること。ただし、再任を妨げるものではない。

(ウ) 運営担当者等（第3の6～9）

運営責任者については、交番所長、駐在所所長又はこれに代わる者を警察署長が指定すること。

(3) 単位連絡協議会（第4関係）

ア 地域の一体性、共同性等から判断して、所管区を分割又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することが適切と認められる場合には、第3の1に規定する連絡協議会の特例として、単位連絡協議会を設置することができる。

イ この場合の運営担当者等は、単位連絡協議会を構成するそれぞれの所管区員全員とすること。

(4) 既存の連絡協議会の見直し

所管区によって、既存の連絡協議会を整理、統合するなど運用の見直しを行うような場合には、あらかじめ委員等に十分その趣旨を説明し、理解と協力が得られるように配慮すること。

(5) 会議の開催（第5関係）

ア 定例会議の開催（第5の2）

警察活動の重点及び地域の行事等を勘案し、所管区の実情に応じて計画的に年1回以上開催するよう努めること。

イ 臨時会議の開催（第5の3）

地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じている場合などは、迅速、的確な情報の伝達を行うとともに、臨時会議を効果的に開催し、地域住民とともに必要な対策を検討、協議し、その結果を警察活動に反映させるよう努めること。

ウ 会議の出席者（第5の4）

地域警察活動を効果的に推進するためには、広く地域住民等の参画を得た開催が望ましいことから、会議については、そのテーマに応じて次の例に示すとおり、委員以外の参加を求めて開催すること。

(ア) 児童対象の声かけ事案等が連続的に発生している場合には、学校関係者、PTA役員、自治会役員等

(イ) 街路灯、ガードレール等の設置要望等の環境整備については、行政関係者、自治会役員、学校関係者等

(ウ) 独居高齢者の安全対策等については、行政関係者、自治会関係者、ボランティア関係者、民生員等

(6) 連絡協議事項（第6関係）

ア 会議においては、警察からの連絡や地域住民等の意見・要望の聴取に終わることなく、相互に必要な検討、協議を行い、地域住民とともに問題の解決策を見い出すこと。

イ 協議事項としては、「地域住民に身近な犯罪等に対する交番・駐在所の活動」、「住民の意見・要望を踏まえた地域の抱える問題」、「協議会活動の進め方」等について検討・協議すること。

ウ 連絡協議会の開催にあたっては、ミニ広報紙や事件、事故の統計資料等を効果的に活用するほか、要望事項等の措置状況については、協議会の委員等に必ずフィードバックすること。

(7) 留意事項（第7関係）

ア 警察署地域警察幹部は、連絡協議会の目的等について、勤務員に対する指導教養を行うとともに、その推進状況を具体的に把握して、他機関、他部門との連絡調整を積極的に行うなど、必要な支援措置及び適切な指導を行うこと。

イ 警察署副署長は、連絡協議会の運営状況について具体的に把握し、必要な支援措置及び適切な指揮を行い、組織的かつ効果的な運営に努めること。

ウ 警察本部地域課は、各警察署における連絡協議会の推進状況を把握し、必要な指導を行うこと。

2 報告事項

(1) 開催報告

定例会議、臨時会議を開催した場合は、交番・駐在所連絡協議会開催結果報告書（別記様式第1号）により、警察本部地域課を経由して報告すること。

(2) 年報

連絡協議会設置状況等については、交番・駐在所連絡協議会年報（別記様式第2号）により、翌年の1月15日までに、警察本部地域課を経由して報告すること。

※ 別記様式（略）

別添

交番・駐在所連絡協議会運営要領

第1 趣旨

この要領は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番又は駐在所（以下「交番等」という。）の所管区において、地域住民等の日常生活に身近な犯罪、事故、災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止及び回復並びに的確な検挙活動等を図るため、所管区内の地域住民等の意見、要望等を聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするものである。

第3 連絡協議会の設置及び組織

- 1 連絡協議会は、原則として交番等の各所管区単位に設置するものとする。
- 2 連絡協議会は、委員及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成するものとする。
- 3 委員は、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定すること。
- 4 委員の選定に関しては、他部門と緊密に連携して総合的に決定すること。
- 5 委員の任期はおおむね2年とし、再任を妨げないものとする。
- 6 運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員とする。
- 7 運営担当者は、随時、委員その他の参加者を訪問し、必要事項の連絡に当たるものとする。
- 8 警察署長は、交番所長等を運営責任者として指定するものとする。
- 9 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活動の活性化に努めるものとする。

第4 単位連絡協議会

1 第3の1の規定にかかわらず、地域の特性に応じ、所管区を分割して又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することが適切と認められる場合は、分割又は統合する地域を単位とする連絡協議会を設置することができるものとする。

2 第3の2から9までの規定は、前記1の連絡協議会に準用するものとする。

第5 会議の開催

- 1 連絡協議会（第4の1に定める連絡協議会を含む。以下同じ。）の会議は、定例会議及び臨時会議とする。
- 2 定例会議は、おおむね年1回以上開催するものとする。
- 3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じる

など 地域の問題解決に必要なが生じた場合に随時開催するものとする。

4 会議は、構成員のほか、会議のテーマ等に応じて、随時地域住民及び地域の機 関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。

5 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

第6 連絡協議事項

連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止その他地域住民等の生活の安全 と平穏に関する問題について連絡をするとともに、意見、要望を聴取し相互に必要な 検討、協議を行うものとする。

第7 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次の点に配慮して、真に効果が上がるよう努め ること。

1 警察署地域警察幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、勤務 員に指導教養を行うほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて、他機 関との連絡調整や具体的な支援体制をとるなど、適宜適切な措置をとること。

2 警察署副署長は、必要な場合には他課幹部等を会議に参加させ又は支援させる など、組織的かつ効果的な運営に努めること。

3 警察本部地域課は、各警察署における推進状況を把握するとともに、必要な指 導を行うこと。